

答申第10号

第1 審査会の結論

草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成19年10月10日付け公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）において、「公文書公開請求内容の補正のお願いに対するご質問への説明等について」と題する文書（以下「本件起案文書」といいます。）の送信済みEメールの写（以下「本件対象文書」といいます。）について、不存在であることを理由として行った非公開決定は、不当とはいえ取り消す必要はないと判断します。

しかし、少なくとも担当課長の決裁を受けて送信をするEメールに関しては、送信した事実を確認できるよう送信済みEメールをプリントアウトして保管しておくことが望ましいと考えます。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 本件起案文書は、異議申立人が行った別の異議申立てに関する審査手続きにおいて、実施機関が異議申立人に対し、直接非公開決定の理由説明をする予定だったことを示すために、異議申立人に平成19年2月22日に送信した文書であるとして、審査会に提出された資料です。
- 2 異議申立人は、前項における実施機関の主張に対し、本件起案文書を受信していないとして、本件平成19年9月27日付けで、実施機関に対し、①本件対象文書及び②当該Eメールを作成した時の文書管理台帳の写の情報公開請求を行いました。
- 3 これに対し、実施機関は、異議申立人に対し、②の文書については草加市情報公開条例第7条第1号に該当すると認めて文書管理台帳中のあて先の欄にある氏名を除き一部公開としましたが、①の本件対象文書については、不存在を理由として非公開の決定をしました。
- 4 実施機関は、本件非公開決定通知書に、本件対象文書が不存在である理由として「当該文書については、保有していないので非公開としました。草加市文書管理規則第20条の規定ではeメールなど通信回線等を利用した電子文書についても、文書等とみなして取り扱うこととされていますが、当該電子文書と同様の内容が別添文書により保管・保存されており、発送した電子文書については出力及び保管・保存をしておりません。そのため、別添文書の送信を確実に行ったことが確認できる文書についても、保有していないこ

とになります。なお、平成19年5月14日に庁内インターネットメールのシステムが変更され、同月13日以前に受信及び送信をしたeメールの参照が不可能となったことに伴い、現在において当該請求文書を参照することもできませんことを申し添えます。」との説明を付しました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、補充意見書及び意見陳述の内容を総合すると次のとおりです。

実施機関は草加市文書管理規則第3条の規定により適切な文書管理を行っているはずですが、また、電子文書マニュアルにおいても「電子文書は、印刷して紙の状態とし、その紙を原則としてファイリングの体系の中で保管・保存」とありますので、そのマニュアルに則った文書管理を行っているはずですが、このため、文書が不存在であるとは考えられません。

異議申立人は、本件文書をEメールで受信しておりませんが、対象文書が不存在であるということは、本件文書をEメールで送信していないのではないのでしょうか。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書並びにその後に提出された各資料を総合すると次のとおりです。

本件対象文書については、本件対象文書と同様の内容が本件起案文書により保管・保存されていたため、当該送信済みEメールを出力及び保管・保存していません。そのため、本件対象文書は、不存在です。なお、平成19年5月14日に庁内インターネットメールのシステムが変更され、同月13日以前に受信及び送信したEメールの参照が不可能となっているため、同月13日以前に受信及び送信したEメールの電子情報自体も存在していません。

一般に、送信したEメールを出力して保管するか否かは、行政処分、申請行為などの重要な行政行為に直接的にかかわる文書であるかなどを担当者レベルで判断し、保管が必要と判断した場合は出力して、紙に記録し保存します。

しかし、それ以外の簡易・定例的なEメールは、草加市文書管理規則別表に定める第6種文書等（保存期間が事務処理上必要な1年未満の期間である文書等）として取り扱い、メールサーバーにEメールが残存していることから、これを出力し、及び紙による記録をしない取扱いが主となっています。

なお、異議申立人と取り交わしたEメールについては、重要性や必要性は高いものであると認識していますが、別途その内容について起案文書による保存がなされていたことから、上記Eメールの第6種文書等としての取り扱いによ

り、本件対象文書は保存しておりません。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的な考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する具体的手段として「公文書公開請求権」を実定的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するにあたって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 文書不存在について

本件対象文書については、実施機関が出力しなかったと主張しています。本件起案文書のEメールを受信していないとする異議申立人の主張に対し、本件起案文書をすでに公開している以上、実施機関が出力した文書を隠匿することは考えられないため、本件対象文書については、不存在であると判断せざるを得ません。

もっとも、いかながら、本件起案文書が実際にEメールで送信されたことについては確実な証拠がなく、本件対象文書が出力されなかったために不存在であるのか、あるいは送信されなかったために不存在であるのかについては不明です。

3 結論

したがって、当審査会は、第1のとおり、本件非公開決定は取り消す必要はないと判断します。

第6 付言

1 以上のとおり、本件非公開決定は取り消す必要はありませんが、本件起案文書が実際に送信されたかどうかについては、一切記録がされておりました。実施機関が当審査会において提出した資料によると、実施機関は、

異議申立人に送信するEメールについては、常に文面を起案した段階で決裁をとっており、送信日については、起案文書によっては、送信した日付を決裁欄の横に手書きでメモをしたものもある一方、送信した日付が記載されていない起案文書もあり、取り扱いがまちまちになっていました。一般に郵便で送付する起案文書には、最終的には郵便で発送する日付を書き込んで保管することに鑑みれば、少なくとも、決裁を受けた起案文書をEメールで送信する場合にも、常に送信したEメールを出力して保管するか、または送信した日付を決裁欄に記載するなど、送信した日付が誰からもわかるような統一したルールに基づいて記録を残すべきです。

電子文書の保存については、迷惑メールが多数送られてきたり、また簡易な連絡事項にも頻繁に利用されるなどの事情から、すべてのEメールを出力して保管すべきかどうかについては、未だ全国的にも確立した基準が定まっていない状況にありますが、実施機関においては、本件を機会として、電子文書の紙媒体での保存方法について、電子文書取り扱いマニュアルなどの見直しも含めて明確な方針を定めるべきです。

- 2 また、実施機関は、本件対象文書を第6種文書として取り扱ったとのことですが、本件対象文書は、異議申立人が情報公開請求を行った後のやりとりに関する記録であることからすると、単なる簡易・定例的文面とはいえませんから、本人にEメールが届いたか否か、または少なくとも送信したか否かについては確実な記録を残しておくべきでした。したがって、本件対象文書を第6種文書として取り扱ったこと自体に問題があったといえます。

殊に、本件においては、平成19年5月14日に庁内インターネットメールのシステムが変更され、同月13日以前に受信及び送信したEメールがサーバーから抹消されることになっていたのですから、第6種文書といえどもある程度の期間保管することを前提に出力して紙媒体で保管すべき必要性は高かったといえるのであり、そのような保管をしていない以上、異議申立人が送信していないのではないかと疑うのももつともな面があります。

今後は、行政処分、申請行為などの重要な行政行為に直接的にかかわる文書以外のEメールを第6種文書に含めるか、また含めるとした場合であっても1年未満と定められていることから直ちに出力を不要と判断してきたこれまでの取り扱いについては、十分な検討が必要です。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

平成19年11月13日 草加市長から諮問を受けました。

- 1 1月15日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 1 1月29日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 1 2月 3日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。
- 1 2月19日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 平成20年 1月17日 審査
- 2月 1日 異議申立人から補充意見書が提出されました。
- 2月 5日 審査
- 2月26日 審査、異議申立人及び諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 3月 3日 諮問実施機関及び関係課（子育て支援課及び自治推進課）に対して関係文書の提出を求めました。
- 3月 7日 諮問実施機関（子育て支援課）から関係文書が提出されました。
- 3月11日 関係課（自治推進課）から関係文書が提出されました。
- 3月14日 審査、インカメラ審査の実施
- 4月 9日 審査

平成20年4月24日

草加市情報公開・個人情報保護審査会
会長 後 藤 仁
委員 右 崎 正 博
委員 大 井 法 子